

京都市伏見区総合庁舎整備等事業
入札説明書等に関する質問回答

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
3	入札説明書	5	第3	2	(2)		業務別の参加資格要件	協力会社がSPCから直接業務を受託することが可能な場合でかつ設計、建設、工事監理及び維持管理の各業務を複数で当たる場合に、参加表明をした構成員が資格を満たしていれば構成員以外の協力会社も共同企業体として受託することができ、かつ協力会社が共同企業体の代表者であるということによって業務を実施することは可能でしょうか。	構成員以外の企業が共同企業体として受託することについてはNo.1の回答をご参照ください。 なお、構成員以外の企業が共同企業体の代表者になることはできません。SPCから発注を受ける共同企業体の代表企業は構成員である必要があります。また、共同企業体の協定は甲型を原則とします。
32	仮契約書(案)	8	第13条	2			第三者の実施	構成企業以外の企業が、協力会社として本事業への参画する場合の「承諾」は、実施体制等の提案書の該当部分へ当該企業の記載を行い、且つ落札をもってその「承諾」を受けたものであるという理解でよろしいでしょうか。	構成員以外の企業が本事業に参画する場合に必要な市の承諾は、事業契約の本契約締結後、改めてSPCが申請して下さい。提案書に記載されている企業については原則として承諾しますが、当該企業と構成員との工事比率や責任権限なども勘案し、当該企業に談合等の不祥事が発覚した場合や、当該企業への委託によってはSPCの事業契約の適正な履行が期待できないときなどは、承諾しないことがあります。当該企業を含む共同企業体の場合にも、同様です。

(注) 下線部分を補足しています。